

千葉県読書バリアフリー推進計画（案）概要

計画策定の目的

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与することを目的に令和元年6月に施行された読書バリアフリー法に基づき、国の基本計画を勘案し、本県の実情を踏まえ、本計画を策定

計画の期間

令和4年度からおおむね5年

千葉県における現状

身体障害者手帳所持者数、県立図書館・千葉点字図書館の利用登録者数 等

課題

- ・市町村図書館等では、障害者サービスの取り組みに差異
- ・障害者向けのサービスや資料等の情報が、必要とする当事者に届いていない可能性
- ・学校では、公立図書館からの資料提供など連携体制の充実が必要
- ・アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上のために、これを担う製作人材の確保が必要

基本的な方針

アクセシブルな電子書籍等の普及及びアクセシブルな書籍の継続的な提供
アクセシブルな書籍等の量的拡充・質の向上
視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮

アクセシブル：利用しやすい
アクセシブルな書籍：点字図書、拡大図書等
アクセシブルな電子書籍：デジタル形式の録音図書、音声読み上げ対応の電子書籍等

読書バリアフリーに係る目標 ※5つの施策に関する指標と、市町村の計画策定支援を目標に設定

施策の方向性と取組 ※5つの施策について、基本的考え方と取組を記載

- ・全ての図書館でアクセシブルな書籍等の収集・貸出の充実と、障害者サービスの周知・普及
- ・県立図書館は、貸出や職員研修等を通じ、市町村や学校図書館のサービスの充実を支援
- ・県教育委員会は、視覚障害者等の図書館の利用を促進するため、関係者会議を設置
- ・各学校は、公立図書館からのアクセシブルな書籍の借り受け等、利活用体制を整備
- ・国立国会図書館・サピエ図書館の活用促進、オンライン対面朗読等のネットサービスの充実
- ・県立図書館・点字図書館は、端末情報機器の利用方法や情報の入手方法等に関する講座、購入に関する相談事業等で障害者等のIT利用を支援
- ・県立図書館及び点字図書館は、点訳・音訳書籍の製作人材の育成を図るため、各種講座を充実

サピエ図書館：視覚障害者等に対し、点字、録音図書データ等を提供するネットワーク

用語集

参考資料（読書バリアフリー法／県立図書館・点字図書館利用案内／連絡先／さまざまな読書の手段）